

令和3年10月1日から

建退共の制度が 一部かわります。

中小企業退職金共済法施行令の一部が改正され、令和3年10月1日から施行されることに伴い
建退共の制度が下記のとおり変更されます。

I 建退共の掛金日額を改定いたします。

退職金給付水準を維持するため掛金日額を310円から320円に改定いたします。

II 予定運用利回りの引き下げに伴い、退職金額が改定されます。

1. 制度の安定的な運営を図るため、予定運用利回りが現行の3.0%から**1.3%**に変更されます。
2. 現在、加入されている方の令和3年9月末までの掛金納付分は、従来通りの予定運用利回りが保証されます。
3. 令和3年10月1日以降の掛金納付分については、予定運用利回り1.3%で算定された退職金額となります。

新退職金額早見表(掛金日額320円で計算、令和3年10月1日以降に加入した場合)

掛金納付年数(月数)	退職金額	掛金納付年数(月数)	退職金額
1年(12月)	24,192円	25年(300月)	2,474,439円
2年(24月)	161,280円	30年(360月)	3,038,919円
5年(60月)	414,087円	35年(420月)	3,641,031円
10年(120月)	893,559円	40年(480月)	4,268,007円
20年(240月)	1,933,479円	45年(540月)	4,913,127円

- ・証紙及び退職金ポイント21日を1月と換算します。
- ・掛金納付月数が12月以上24月末満の場合、退職金額は掛金納付額の3～5割程度となります。
(本人死亡による遺族請求の場合、退職金額は掛金相当額となります。)

III 共済証紙の図柄が変わります。

令和3年10月1日以降、金融機関で販売する証紙は、320円になります。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

お問い合わせ 建退共本部 TEL : 03-6731-2831 FAX : 03-6731-2895 / 各都道府県支部

建退共本部ホームページ

<http://kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

制度改正に伴う手続き

1 令和3年10月1日以降は新しい共済証紙しか販売しておりません。

令和3年10月1日以降は、310円証紙は販売いたしませんので、令和3年9月30日までの就労分については必要数を見込みで9月30日までに購入してください。

[1日券]
320円



[10日券]
3,200円



(注) 現物は赤色(中小企業用)、青色(大手企業用)で印刷されています。

2 310円証紙は320円証紙と交換できます。

310円証紙がお手元に残っている場合は、最寄の金融機関で「共済契約者証」を提示し、次の期間内に証紙の交換を申し出てください。(※一部取扱いのない店舗もございますので、金融機関へご確認ください。)

交換期間	取扱い窓口
令和3年10月1日～令和3年12月末日	金融機関(代理店)
令和4年1月1日～令和5年9月末日	建退共事業本部のみ

※建退共事業本部での交換は、新証紙1枚分に満たない端数は切り捨てとなりますので、令和3年12月末までの間において、金融機関にて交換するようお願いいたします。

3 令和3年10月1日以降は310円証紙を電子申請方式の退職金ポイントに交換することはできません。

310円証紙を退職金ポイントに交換する場合は、令和3年9月30日までに申請いただくか、令和3年10月1日以降、一度320円証紙に交換した後、退職金ポイントに交換していただくこととなりますので、ご注意ください。(既に購入済みの退職金ポイントについては、令和3年10月以降の就労実績分は自動的に320円で付与されるため、ポイントの交換は必要ありません。)

4 共済手帳はそのままお使いください。

- 令和3年9月末日までに発行された共済手帳はそのままご使用ください。現在お持ちの共済手帳は証紙の貼付が満了するか、表紙に記載されている次回更新時期が到来するまで(次回更新時期の記載がない場合は手帳交付日から2年を経過するまで)更新手続きは必要ありません。
- 令和3年9月末日までの就労分は310円証紙を、令和3年10月1日からの就労分は320円証紙を貼付してください。
- 令和3年10月以降に発行された共済手帳には310円証紙を貼付することはできませんので、更新の際は、9月30日までの就労分の貼付もれがないようご注意ください。